

令和2年度 文京区障害者地域自立支援協議会  
第1回権利擁護専門部会 次第

日時 令和2年9月30日(水) 午後3時から  
場所 文京区民センター3階 3A会議室

1 開会

2 議題

- 議題1 昨年度の振り返りと令和2年度の活動(案)について  
【資料第2、3、4、5、6号】
- 議題2 成年後見制度利用促進にかかる中核機関について 【資料第7号】
- 議題3 成年後見制度を利用するにあたっての金銭的課題について  
(1) 文京区における助成制度の現状 【資料第8号】  
(2) 文京区における困難事例 【資料第9号】

3 その他

- (1) 次回日程

【配付資料】

- ・開催次第
- ・委員名簿 【資料第1号】
- ・昨年度の振り返り 【資料第2号】
- ・令和2年度文京区障害者地域自立支援協議会各専門部会の検討事項について 【資料第3号】
- ・権利擁護専門部会の課題や提言について 【資料第4号】
- ・自立支援協議会(親会)での権利擁護専門部会の報告議事録(抜粋) 【資料第5号】
- ・令和2年度権利擁護専門部会の活動(案)について 【資料第6号】
- ・成年後見制度利用促進にかかる中核機関について 【資料第7号】
- ・文京区における成年後見制度利用に関する助成制度について 【資料第8号】
- ・文京区における困難事例 ※会議終了後回収 【資料第9号】

【資料第1号】

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和2年9月30日

敬称略

役職名	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長	高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
親会委員	松下 功一	文京槐の会 は～とぴあ2施設長
親会委員	藤枝 洋介	文京区障害者就労支援センター センター長
親会委員	安達 勇二	文京地域生活支援センターあかり
委員	新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃	美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター
〃	浦崎 寛泰	弁護士
〃	箱石 まみ	司法書士
〃	安田 剛一	大塚地区民生委員・児童委員協議会
〃	山口 恵子	文京区知的障害者相談員
〃	杉浦 幸介	当事者委員
〃	久米 佳江	当事者委員
〃	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区 委員	岡村 健介	知的障害者福祉司
〃	渋谷 尚希	身体障害者福祉司
〃	加藤 たか子	予防対策課(保健師)
事務局	林 悦子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

## 【昨年度の振り返り】

権利擁護専門部会の課題や提言について（案）

令和2年2月26日 全体会資料

## 1 これまでの取り組み

権利擁護のうち、権利擁護専門部会では、「成年後見制度」、および「意思決定支援」の中でも特に「選挙における投票行動」について検討してきた。部会員での議論に加え、知的障害関係親の会の方との成年後見制度の勉強会・意見交換や、リアン文京での入所者に対する投票支援の取り組みを学んだ。

## 2 成年後見制度について（主な課題と提言）

	課題	提言
周知・相談	親なき後の対応について ①相談窓口がわかりにくい ⇒高齢者の窓口は多くある ②利用開始時期が判断しにくい ⇒期間は長いことが予測される ③親としては、身近な支援者に頼みたい ⇒後見人等の選任は家裁で裁定	①障害者にあつた広報活動の実施 親の会や施設での勉強会や広報の実施 ②利用開始時期についての検討機会の確保 ⇒ACP、ロールモデルの検討と提示 ③後見人等による身上監護（保護）の可視化 ⇒後見人を軸としたケアチームの確立
後見人サポート	①後見人等に対する過度の期待 ⇒親と同じ役割を期待される ※後見人等には事実行為はできない ②これまでの支援者が離れることがある ⇒インフォーマルな支援体制の反動	①後見人等の役割周知 ⇒後見人ができることの共有 ⇒ケアチームの確立と役割分担 ②後見人等サポート体制の確立 ⇒申立から後見人等選任までの連携維持 （これまでの支援者へプロセス開示）
報酬や制度上の課題	①成年後見制度利用の報酬負担 ⇒利用期間や単価が読みにくい ②後見人等からの（偽）権利侵害 ⇒後見人等への疑義申立窓口が不明 ③後見人等の柔軟な利用が困難 ⇒常に専門職後見人等が必要か ④合法的な権利侵害の仕組みとのそしり ⇒制度に権利侵害が内包されている	①報酬助成制度の柔軟な運用 ⇒限定条件の緩和や社会保障制度の新設 ②後見人等の活動に関する指導権限の確立 ⇒（指導）検討機関の擁立 ③ライフパスに合わせた柔軟な制度の確立 ⇒複数人・市民・法人後見等の柔軟な活用 ④権利擁護に資するための検討 ⇒将来のあるべき姿と制度の活用の検討

## 3 意思決定支援について（主な課題と提言）

	課題	提言
選挙時における意思決定支援	①投票行動への支援 ⇒ハード面での工夫はされている ⇒身体面の合理的配慮は進んでいる ②知的障害者に対する支援 ⇒恣意的でない候補者選定の支援とは ⇒選挙権行使の理解が低い	①アクセシビリティや合理的配慮について ⇒当事者の声を伝えさらなる改善を図る ⇒合理的配慮は継続して啓発する ②障害特性や支援の個別性を勘案し ⇒自らが選べる環境や支援の理解促進 ⇒基本的権利に関する支援者理解の促進

## 令和2年度文京区障害者地域自立支援協議会

### 各専門部会の検討事項について

令和元年度における各専門部会（以下「部会」という。）の活動については、これまで積み重ねた議論の中で見えた課題等を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込むことを前提として実現可能な施策を検討することとしていた。

これを踏まえ、令和2年度の各部会の検討事項は、下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進捗状況及び議論の方向性を報告する。

また、各部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

#### 1 相談支援専門部会（2回）

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

次期障害者・児計画に盛り込むことを前提として令和元年度に検討した施策について、より具体的に検討していく。

#### 2 就労支援専門部会（2回）

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

次期障害者・児計画に盛り込むことを前提として令和元年度に検討した施策について、より具体的に検討していく。

#### 3 権利擁護専門部会（3回）

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

次期障害者・児計画に盛り込むことを前提として令和元年度に検討した施策について、より具体的に検討していく。

#### 4 障害当事者部会（3回）

障害当事者からの情報発信等についての検討等を行う。

障害当事者部会で検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

#### 5 地域生活支援専門部会（3回）

障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について検討を行う。

令和3年度に地域生活支援拠点を設置する駒込・富坂地区の地域課題への対応について検討する。

## 権利擁護専門部会の 課題や提言について

1. これまでの取り組み
2. 成年後見制度について(主な課題と提言)
3. 意思決定支援について(主な課題と提言)

令和2年2月26日 全体会資料

1

## 下命事項

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

これまでに抽出された課題やニーズ等の中から、優先順位及び実現可能性を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込む施策を検討する。

2

### 1. これまでの取り組み

- 権利擁護
  - ・「成年後見制度」
    - ・知的障害関係親の会の方との成年後見制度の勉強会・意見交換
  - ・「意思決定支援」
    - ・リアン文京での入所者に対する投票支援の取り組み
    - ・選挙における投票行動支援

3

### 2. 成年後見制度について

1. 周知・相談
2. 後見人サポート
3. 報酬や制度上の課題

### 3. 意思決定支援について

1. 投票時における意思決定支援

4

### 2. 成年後見制度について 【周知・相談】

#### 課題①

利用開始時期が判断しにくい  
⇒期間は長いことが予測される  
⇒支援者側もどのタイミングで情報提供するか迷うことがある。

#### 提言

利用開始時期についての検討機会の確保  
⇒人生設計や利用例の検討と提示

5

### 2. 成年後見制度について 【周知・相談】

#### 課題②

相談窓口がわかりにくい  
⇒高齢者の窓口は多い

#### 提言

障害特性にあった広報活動の実施  
⇒親の会や施設での勉強会や広報の実施

6

## 2. 成年後見制度について 【周知・相談】

### 課題③

親としては、身近な支援者に頼みたい  
⇒後見人等の選任は家裁で裁定

### 提言

後見人等による身上監護(保護)の可視化  
⇒後見人を軸としたケアチームの確立

7

## 2. 成年後見制度について 【後見人サポート】

### 課題①

後見人等に対する過度の期待  
⇒親と同じ役割を期待される  
※後見人等には事実行為はできない

### 提言

後見人等の役割周知  
⇒後見人ができることの共有  
⇒ケアチームの確立と役割分担

8

## 2. 成年後見制度について 【後見人サポート】

### 課題②

これまでの支援者が離れることがある

### 提言

後見人等サポート体制の確立  
⇒これまでの支援者へ支援プロセス開示

9

## 2. 成年後見制度について 【報酬や制度上の課題】

### 課題①

成年後見制度利用の報酬負担  
⇒利用期間や単価が読みにくい

### 提言

助成制度の限定条件緩和など柔軟な運用  
⇒新たな社会保障制度の検討(保険など)

10

## 2. 成年後見制度について 【報酬や制度上の課題】

### 課題②

後見人等からの疑わしい権利侵害  
⇒後見人等への疑義は家裁へ相談

### 提言

指導監督権限のある監督人・家裁との連携

11

## 2. 成年後見制度について 【報酬や制度上の課題】

### 課題③

後見人等の柔軟な利用が困難  
⇒常に専門職後見人等が必要か

### 提言

時期や状況に合わせた柔軟な制度の運用  
⇒複数人・市民・法人後見等の柔軟な活用

12

## 2. 成年後見制度について 【報酬や制度上の課題】

### 課題④

合法的な権利侵害ではないか

### 提言

将来のあるべき姿の確認と制度の活用

13

## 3. 意思決定支援について 【投票時における意思決定支援】

### 課題①

投票行動への支援

⇒ハード面での工夫はされている

⇒身体面の合理的配慮は進んでいる

### 提言

バリアフリーや合理的配慮について

⇒当事者の声を伝えさらなる改善を図る

⇒合理的配慮は継続して啓発する<sup>14</sup>

## 3. 意思決定支援について 【投票時における意思決定支援】

### 課題②

知的障害者等に対する支援

⇒支援者に左右されない候補者選定

⇒選挙権行使の理解が低い

### 提言

障害特性や支援の個別性を勘案し

⇒自らが選べる環境や支援の理解促進

⇒基本的権利に関する支援者理解の促進<sup>15</sup>

15

令和2年度 第1回文京区障害者地域自立支援協議会 ※振替

日時 令和2年8月4日（火）午後02時00分から午後03時47分まで

場所 2-A会議室（文京区民センター2階）

<会議次第>

1 開会

令和2年度新委員の紹介

自立支援協議会 趣旨説明【資料第1号】

2 議題

(1) 各専門部会からの報告について

就労支援専門部会【資料第2-1号】

権利擁護専門部会【資料第2-2号】

相談支援専門部会【資料第2-3号】

地域生活支援専門部会【資料第2-4号】

障害当事者部会

(2) 令和2年度障害者地域自立支援協議会について 【資料第3-1号～3-5号】

(3) 令和2年度各専門部会の検討事項の確認について 【資料第4号】

3 その他

<障害者地域自立支援協議会委員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 会長、志村 健一 副会長、管 心 委員、坂田 賢司 委員、木谷 富士子 委員、  
前山 栄江 委員、井上 純子 委員、桑子 明善 委員、高田 俊太郎 委員、松下 功一 委員、  
松尾 裕子 委員、瀬川 聖美 委員、樋口 勝 委員、山内 哲也 委員、藤枝 洋介 委員、  
安達 勇二 委員、障害当事者部会事務局、畑中障害福祉課長、真下教育センター所長

欠席者

佐藤 澄子 委員、中村 雄介 委員、三股 金利 委員、根本 亜紀 委員、笠松予防対策課長、阿  
部保健サービスセンター所長



いるみたいなどころもあったりするという。

**瀬川委員**：いや、そんなにでもないというふうに、この間。

**高山会長**：そうですか。

**瀬川委員**：統括からお話を頂けるといいますか。どうですか。

**井上委員**：正式な統計というよりは印象としては、別に先に切られるという印象はなくて、ハローワークにそんなに求職者が多くないのでもともと相談が多くないんですけど、そんなにその切られて困るというような相談は来ていない。言われているほどは来ていないかな。

**高山会長**：そうですか。全国レベルとしてはあるんですね、そういう傾向があるって言われていますね。この辺はある意味で大企業的なところが多いっていうところもあるかもしれませんね。

いずれにせよ障害のあるなしに関わらずそういうことというのはありますから、障害のある方がそうなった時の支援ってどうするかということはあると思いますね。

一つ最初に、B型なんかを作って文京区なんかの清掃とかを共同で請け負っちゃうみたいな、そういうのって何か共同で立ち上げてやるみたいなことはあったら面白いかなとちょっと思ったんですけどね。あるいはそのさっき言った、ジョブ～とかね、あれも内職を共同で請け負うというね、こういうような形というのは何か非常にいろんな工夫というかマッチングというか、できていく可能性があるんじゃないかなとちょっと思ったりしたんですけど。それも具体的にちょっと詰めていただけるといいかなとちょっと思いました。

よろしいでしょうか。何かいろいろできそうな感じのところがあるので、少しトンネルの先が見えてきているという部会の一つだと思います。

**瀬川委員**：コロナでちょっとアイデアが湧いたようでありありがとうございます。

**高山会長**：はい。よろしく申し上げます。それでは次に、権利擁護専門部会お願いいたします。

**松下委員**：権利擁護専門部会でございます。資料第2-2号をごらんください。先ほどの高山会長からの講義の中でもありましたけれども、どうしても権利擁護専門部会は、評論家的になりがちなわけですね。部会が権利擁護をこうがらっと変えていくというのがなかなか難しい中で、障害のある人たちの権利について委員のベクトル合わせにかなりの時間がかかっているというのが現状でございます。

そんな中でですね、下命事項としては「成年後見制度」「意思決定支援」の在り方など、

障害者の権利を守る仕組みの検討ということでございましたので、「成年後見制度」及び「意思決定支援」の中でも、意思決定支援については、非常に象徴的な選挙における投票の支援ということですね。投票行動というよりは投票の支援をリアン文京さんでされたということで、それを入り口にしてですね、どんな課題があるんだろうかというようなそんな議論をしたり、あと成年後見制度に関しては、知的障害関係の親の方と勉強会・意見交換をしてですね、両方共、意見書という形で書類をまとめました。この意見書をまとめてこれをどこに出すのかとか、どういうふうに活用していくのかというのはまだ課題があるんですけども、その中身についてご説明をさせていただきます。

成年後見制度につきましては課題と提言という形にさせていただきましたけれども、大きく分けて三つ、「周知・相談」と「後見人サポート」とそれから「報酬や制度上の課題」という課題があるだろうと。

周知・相談につきましてはやはり親亡き後の対応ということで、利用開始時期の判断がしにくいと。やっぱりそもそも高齢をイメージされているというか、ほとんどの方が高齢の方が利用されている制度ですので、そこから比較するとですね、40代でスタートして30年40年この制度を利用していくという非常に長い期間であるということが予測されると。そうなるも支援者側も、どういうタイミングで情報提供をするかに迷うというような現実があるだろうと。これに関しましては、やはり利用開始時期についての検討機会というのを、もっともっと深めていかなきゃいけないだろうと。人生設計や利用例の検討や提示というのをもっと周知していく必要があるだろうと。

それから2番目としては相談の窓口が分かりにくいと。高齢の方とやっぱり同じような、制度は一つなんですけれども、同じような相談の仕方ではちょっとそぐわない部分があるだろうと。障害特性にあった広報活動ですとか、親の会や施設での勉強会等ここら辺の部分も深めていく必要があるだろうと。

3番目は親としては身近な支援者に実は頼みたいんだと、そういう本音が聞けたことです。ところがまあ後見人は家裁が裁定するものであるということです。後見人等による身上監護の可視化というのが重要です。後見人を軸としたケアチームを確立していく必要があるだろうと。これは中核機関の検討がされていますので、その検討の中でも、こういった意見を少しでも反映してもらえるようにしていただきたいなというふうに思っております。

それから後見人のサポートということで、やはりそれまでは親御さんがやってきたものをいきなり親御さんからバトンタッチをされてですね、親と同じような役割を求められるケー



スが多いと。これはなかなか後見人さんにとっても非常に過度な期待になってしまっている。後見人の役割を周知してですね、できることを共有したり、やはりここもケアチームの確立と役割分担が必要であろうと。

そして、後見人さんが決まると今までの支援者が離れてしまうことがあると。これもなかなか後見人さんには苦しいところで、後見人のサポート体制を確立していく必要があるのではないかと、そういった議論がありました。

それからここが一番大きいと思うんですけども、報酬や制度上の課題があると。先ほどの利用期間が長くなるということですので、報酬の負担、一般的には月額2万円からということで、30年、30年やると700何十万、40年使うと960万、1,500万ためたとしても誰のためにためたんだということになってしまうという現実があるので、なかなか踏み出せないということですね。申請の時の助成はあるんですけども、やっぱりこの報酬ですとか利用に対しての助成、限定条件の緩和などが必要であろうと。これは社会保障制度の話になってしまって、大体国の話なんだよということで立ち消えてしまうんですけど、本当にそれでいいんだろうかと、自立支援協議会だからこそこれを議論しないでいいんだろうかというのが、これは令和2年度の中身になってくるかと思うんですけども、縦割りで終わってしまったらもう、ただの評論家になってしまうので、ここら辺を何か何とかできないものかというふうな検討をしていきたいと思っています。

あとは後見人等からの疑わしい権利侵害があると。これは後を絶たないわけなんですよ。指導監督権限のある監督人や家裁との連携なんですけれども、例えばその家族が後見人になったとしてもですね、この監督人がつくると監督人にやっぱり費用がつくということなので、どっちにしてもやはりお金の問題が大きいだろうと。

それから、後見人等の柔軟な利用が困難であると。必ずしも専門職の後見人が必要なのかといったらそうではないケースもあるかと思えます。時期や状況に合わせた柔軟な利用、複数後見ですとか市民後見、法人後見等が重要だということまではいくんですけども、これもやはり市民後見の養成がちゃんとされているのかとか、法人後見をするっていても法人にほとんどメリットがない状況になりますので、なかなか手を挙げる法人がないというふうな、そういう現実があるので、やっぱりそこら辺も、文京区バージョンが求められるんじゃないかなろうかというような話が出ております。そもそも合法的な権利侵害ではないのかというそういう部分もありますので、今の形のままでやはり、特に知的障害のある人たちにとってみると使いにくい制度であるということは確認されたというかですね、行き着いたわけ

ですので、その先一步何か半歩でも踏み出せないものかというのが、今我々の課題となっています。

それからもう一つ、意思決定支援につきましては、投票所に行けば選挙管理委員会の人がサポートをしてくれるということにはなっているわけなんですけれども、そもそもその投票に行こうという意欲をつくるとか、それから、そのハードルを下げるとか、そういった部分の支援というのが必要であろうということで、バリアフリーの合理的配慮については、ある程度進んではいると思うけれども、やはり当事者の声を伝えて、さらなる改善が必要であろうと。

それから、知的障害等に対する支援として、支援者に左右されない候補者選定とか、そもそも選挙権行使の理解が低いとか、そういった課題がありますので、そこに関しての工夫をすること、そのこと自体が意思決定支援になるのではないかとというところで、一定のまとめをさせていただきました。

以上です。

**高山会長：**ありがとうございました。

権利擁護専門部会の報告がありましたが、ご意見、ご質問、お願いいたします。

成年後見のことと選挙のことです。中心にやっています。いかがでしょうか。

文京区の場合、いわゆる松下委員から出てきた中核機関です。これ社協に置くというパターンが多いと思いますが、中核機関に関して、何か情報があれば、何かありますか。

**坂田委員：**社会福祉協議会だと、課でいうと福祉政策課のほうで、今、この権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの構築と、その中核機関については今検討しております。一応国のほうでも、計画のほうでは平成で言うと33年度までに設置というような方向で、文京区でも来年度に向けて、今検討を進めているところであります。

**高山会長：**あと市民後見の養成というのも、区でやり始めたと思いますが、文京区でもやっておられますよね。

**坂田委員：**今、社会福祉協議会のほうで把握している範囲では、社協がモデル事業として、昨年度まで実施していたところでは、1名の方を把握はしているんですけども、今後の市民後見についても、なかなか非常に難しいというところもありますので、こういった中核機関の検討の中で考えていけたらなと思っております。

**高山会長：**分かりました。

中核機関というのは、国が各地域に、そういうのを置くという形になっていて、平成33



年までですよ。

坂田委員：そうです。

高山会長：要するに権利擁護とか成年後見の利用促進というところをある意味で担っていく、ある意味で拠点なんですよ。そういう意味では、その事務局をどこが担うかという話なんですけど。それができると、成年後見全般のいわゆる推進役ということで、いろいろ多分自立支援協議会とも一緒にやっていかなきゃいけない、権利擁護専門部会とですよ、なっていくんじゃないかなと思っています。

先ほど松下委員から、今、知的障害の方々や保護者の方、よく言いますよね、これ必要なだって。どうしたらこれがうまく活用できるかという意見をよく部会なんかでも聞くわけですけども、なかなかこれが遅々たるもので、うまくいっていないということなんです。何を言いたいかというと、松下委員が言ったように、文京区の何かバージョンをつくっていかなければ動かないような気がするんですね。文京区の新しいバージョン、あるいは中核機関との連携できるバージョンをつくっていかないと難しい可能性があるということですよ。

僕は茅ヶ崎で成年後見センターというNPOをつくってやっていますけれども、そこが中核機関になっていくんです、今度。今、文京社会福祉士会ってあるでしょう。あるんですよ。文京社会福祉士会というのがあるんです。そこは社会福祉士を持っている人たちだけじゃないんですけど、基本的に社会福祉士を持っている人たちが文京区の中でネットワークをつくっていく会があって、そこには社会福祉士を持っているんだけど、司法書士とか、それから弁護士たちなんかもいて、その一部の人たちが何か立ち上げたいと言って、成年後見に関しての組織をつくって、そこにはいろんな社会福祉士を持っていて、なおかつ法律的なところやいろんな人たちがいるので、そのところで、そういうものを作って、法人後見になるのか、あるいはそこでそういうことをバックアップする組織なのかということ、身上監護を中心とした形でやっていきたいみたいな声が出ているので、そこは何か可能性があるんじゃないかなと、ちょっと僕は見ているんですけども。

だから、そういう意味では文京バージョンということというのは、具体的にいろいろ仕掛けていく必要はあるんじゃないかなというふうに思っています。文京社会福祉士会、関わっている人、いるんじゃないかな。い wasn't でしたか。いますよね。そんな話もあるよね。

ほかにはいかがでしょうか。東京は特にいいですか。

これ非常に悩ましいところですね。障害のある人たちの、もちろんハード面だとかもそう

なんですけど、私たちも選挙権って平等にあるわけです。しかし、投票に行かないわけですね。というところの根幹の問題があるわけです。障害のある人だけ行け行けということというのはおかしいだろうと。我々がどうなのか、投票に関して。その選挙権に関して、どう向き合っていくのかということがあって、そういうことからやらないと、多分これはすごく難しい問題が背景にあるなと思っています。特に日本人においてというか日本においては。それがちゃんとできると、これ18歳選挙のところも、高校生たちにいろんな意味で波及ができるという言い方もあるんです。だから、そういう意味でも、ここところは民主主義をどう形成するかみたいな根幹のところにあるような気がするんです。

だから、知的障害の施設の職員の人たちが選挙権ということで、いろいろ利用者にお伝えしているんだけど、自分には行かないもんねと言っているんだからね。それってやっぱりおかしい話になっちゃうでしょ。ということですよ。だから、こういうのをどうするかですね。

よろしいでしょうか。今度区会議員の選挙はいつですか。区議会。

**障害福祉課長：**まだ、ちょうど2年目ぐらいなので、あと2年ちょっとです。

**高山会長：**区長選挙は。

**障害福祉課長：**同じタイミングです。

**高山会長：**そうですね。終わったんですよね。そういう身近なところで何か仕掛け、仕掛けと言うと変ですけど、できていくようなことがあるといいですね。これも当事者部会とも話し合いたいですね、と思ったりします。

**松下委員：**もう一つ、ごめんなさい、後から言ってあれなんですけど。

先ほどの話の中で、いろんな部会との情報共有という話があって、確かに権利擁護部会って、ほかの全部の部会と関連すると思うんですけども、何かを仕掛けていこうとした場合に、例えば、相談支援専門部会で挙げたケースに関して言うと、それは相談支援専門部会で挙げたものだから門外不出なんだということで、もう連携ができなくなるわけです。この壁が越えられない限り現実的にどうにも、もっとやっていけば我々としても非常にいいだろうと思うんですけど。何かこの仕組み、何とかならないのか。協議会という全体のものなんだというふうな捉え方をしていかないと、そこの部分も進まないだろうなというふうには思います。

**高山会長：**確かにそうですね。ちょっとそこ工夫が要りますね、これからは。

後半部分は、そこら辺も詰めて情報共有ができるというふうな形で、まず部会長同士でやり取りしてもいいかも、やる必要がありますね。



## 令和2年度権利擁護専門部会の活動（案）について

### 1. 令和2年度の権利擁護専門部会活動方針

成年後見制度利用促進法を踏まえ文京区においても権利擁護の推進、成年後見制度利用促進の観点から中核機関を設置していく方針である。

成年後見制度を利用するにあたり、費用負担が大きな課題になることから、この点について文京区の現状を確認し、助成制度だけでなく、市民後見制度や基金など様々な方策を他地区の事例を学び、「文京区モデル」となる案を作成し、親会に提言する。

### 2. スケジュール

#### (1) 第1回（9月）

- ・昨年度までの振り返り、課題の確認（費用面）
- ・成年後見制度利用促進にかかる中核機関
- ・文京区における成年後見制度利用に関する助成制度の現状
- ・区内における困難事例
- ・他地区の事例概要

#### (2) 第2回（11月）

- ・文京区の現状把握
- ・様々な方策による支援制度（助成制度、社協の法人後見、市民後見・NPOによる後見、後見基金設立）と他地区の事例

#### (3) 第3回（令和3年2月）

- ・文京区モデル（案）の検討と働きかけていくか
- ・提言（案）のまとめ

# 成年後見制度利用促進 にかかると中核機関について

文京区社会福祉協議会  
権利擁護センター



# 権利擁護支援 の地域連携 ネットワーク づくりのため の中核機関 (国の考え方)

- 成年後見制度利用促進基本計画
  - 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善
  - 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
    - ・ 権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談体制の整備
    - ・ 専門職団体等との協力体制（協議会）、コーディネートを行う「中核機関」の整備
    - ・ 地域連携ネットワーク及び中核機関の①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人等の支援の機能を整備
- 市区町村の役割  
権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関、協議会等の整備等

権利擁護支援の地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み  
 ※中核機関が全体構想の設計・実現の「司令塔」の役割を担う

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

文京区 権利擁護支援連携協議会

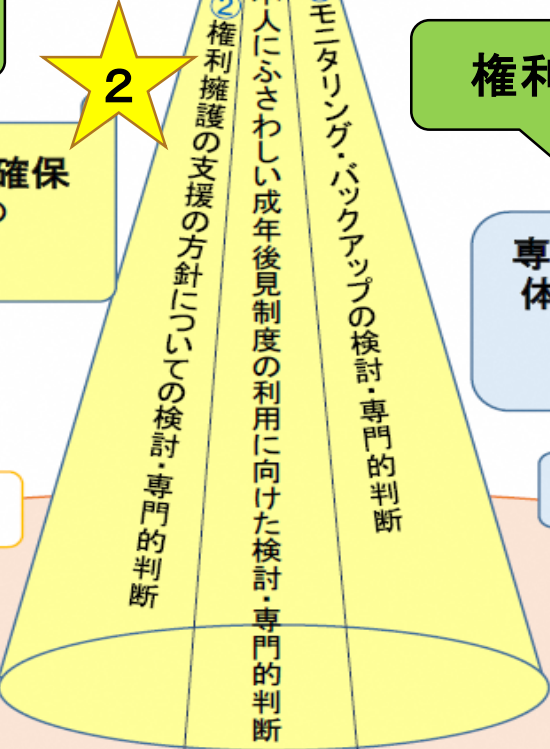
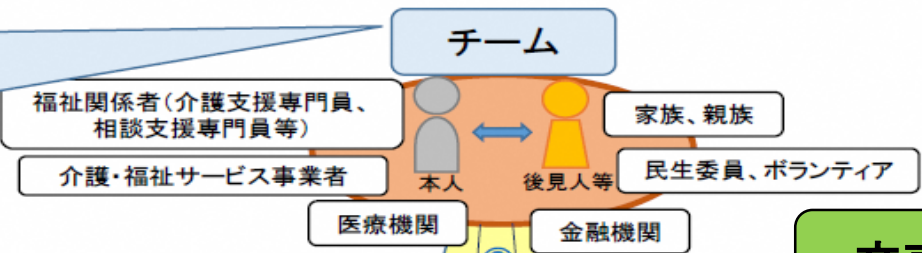
1 専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会  
 中核機関が「事務局」の役割を担う

- 協議会
- 地域包括支援センター
  - 社会福祉協議会
  - 民生委員・自治体等  
地域関係団体

文京区

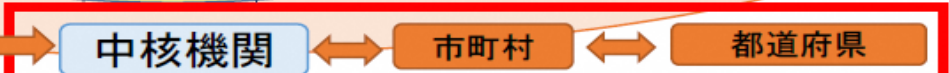
権利擁護支援連携協議会実務者会議

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制



3 専門職による専門的助言等の支援の確保  
 中核機関が②～④の3つの検討・判断の「進行管理」の役割を担う

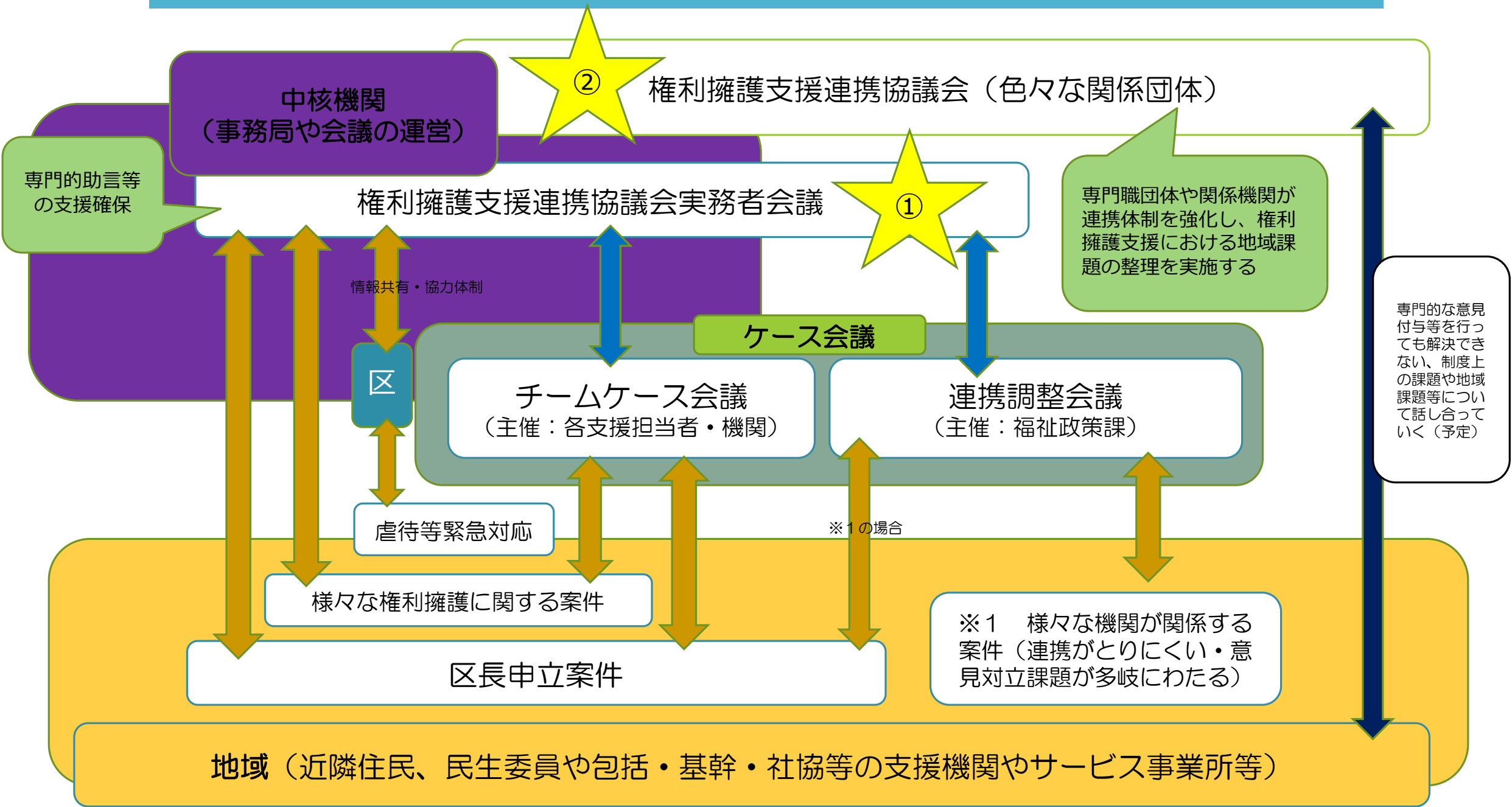
- 弁護士会・司法書士会  
社会福祉士会等
- 民間団体・NPO等
- 医療・福祉関係団体
- 金融機関
- 家庭裁判所



- 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- 地域において「3つの検討・専門的判断(上記②～④)」を担保する「進行管理機能」

成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.15を参考に、成年後見制度利用促進室作成

# 文京区における権利擁護支援のしくみ（予定案：社協作成）



## 文京区における成年後見制度利用に関する助成制度について

令和2年9月30日現在

	申し立て助成	報酬助成
対象	文京区在住の ① 住民税が、非課税、または均等割り課税の方 ② 生活保護受給世帯	文京区に住所を有する ① 生活保護の方 ② 生活保護に準じる方
助成額	① 切手代、印紙代等実費 (9,900円以内実費) ② 鑑定費料 (10万円上限実費) ③ 診断書、住民票等実費	① 後見人報酬 月額上限28,000円 (家庭裁判所が決定した金額) ② 後見人が負担とすることが困難と認めた必要な事務費
助成回数	原則、申し立て時1回	原則、毎年
実績 (令和元年度)	2件(高齢者)	15件 (内訳) 知的・精神障害者計5件 高齢者 10件
実施・窓口	文京区社会福祉協議会 (権利擁護センター)	文京区福祉部福祉政策課 (地域福祉係)

※部会用に作成した概要です。詳細はご確認ください。